

日向市における軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

(令和5年7月集団指導資料)

◆制度の概要

介護保険の福祉用具貸与では、軽度者(要支援1、要支援2、要介護1)の人について、その状態像からみて利用が想定しにくい品目に対しては、原則として保険給付は認められません。

ただし、**品目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については**、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。その妥当性については、原則として、要介護認定の認定調査票(基本調査)の直近の結果を活用して客観的に判定することとされています。

◆例外給付の取り扱い

軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、介護支援専門員もしくは地域包括支援センターの担当職員(以下「ケアマネジャー等」とする)が被保険者の状態像及び福祉用具の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行う必要があります。

◆軽度者において保険給付の対象外となる品目

1. 車いす及び車いす付属品
2. 特殊寝台及び特殊寝台付属品
3. 床ずれ防止用具及び体位変換器
4. 認知症老人徘徊感知器
5. 移動用リフト
6. 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

※1「自動排泄処理装置」については要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3の人

◆手順について

- ① 「認定調査票(基本調査票)」の写しを入手する。
※「認定調査票(基本調査票)」は、「日向市介護保険の要介護認定等に係る情報提供要綱」に基づき取得してください。
- ② 別表の「福祉用具、利用者の状態、基準」と基本調査票の「2認定調査項目」を比較、確認する。
 - (ア) 基本調査票の項目が、別表の基準を満たす(例外①)
 - (イ) 基本調査票の項目が存在しないため、別表の基準を満たすか判断がつかない(例外②)
 - (ウ) 基本調査票の項目は基準を満たさないが、医師の所見から必要性が判断できる(例外③)

判断基準	パターン	手続き
調査項目から、判断基準に該当することが判断できる	例外①へ	—
基本調査票に聞き取り項目がなく、医師の所見により判断する	例外②へ	市へ手続きが必要
基本調査票では判断基準を満たさないが、医師の所見から福祉用具が必要な状態と判断できる	例外③へ	市へ手続きが必要

【例外①】調査項目から、判断基準に該当することが判断できる

直近の基本調査結果が、別表^{※1}の判断基準に該当する場合は、福祉用具を貸与することができます。この場合、サービス担当者会議を行い、ケアプランへの位置付けが必要になります。

※1 別表 … 第94号告示第31号のイで定める状態像に該当する者

- ※ 日向市への例外給付確認手続きは不要です。
- ※ サービス担当者会議の記録や認定調査票の写し、医師の所見等、給付対象であると判断した根拠となるものを記録・保管しておいてください。
- ※ 要介護認定の更新・区分変更の認定を受けたときは、改めて、基本調査の直近の結果を確認する必要があります。

【例外②】基本調査票の項目がなく、別表の基準を満たすか判断がつかない

利用者の状態が下記の場合、基本調査票で確認できないため、主治医の情報から判断します。

貸与希望の福祉用具	利用者の状態
車いす及び車いす付属品	イ) 日常生活範囲内における移動の支援が特に必要と認められる者
移動用リフト	ウ) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

次の手順に沿って判断を行い、福祉用具貸与を行ってください。

この場合、ケアプランへの位置付けや報告書の提出が必要になります。

① 主治医から情報を得る

- ② サービス担当者会議^{※1}を通じた適切なケアマネジメントにより、居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する

※1 福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加すること

- ③ 福祉用具が必要であると判断した場合、ケアマネジャー等が作成するケアプランに位置づける

- ④ 「**軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る報告書**」^{※2}を提出する

※2給付の可否を判断するものではありません。例外給付を行うことを日向市に報告するものです。

日向市に提出するもの

要介護の場合

- 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る報告書
- 医学的所見の確認書類
- サービス担当者会議の要点の写し
- 居宅サービス計画(1)(2)の写し

※貸与が必要と判断した箇所にマーカー等で印をつけてください。

要支援の場合

- 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る報告書
- 医学的所見の確認書類
- 支援経過記録の写し

【例外③】判断基準を満たさないが、医師の所見から福祉用具が必要な場合

別表の判断基準を満たさないが、医師の所見から福祉用具が必要な状態と認められる場合、申請により福祉用具を貸与することができます。

次の(1)～(2)の手順で福祉用具の必要性を判断し、(3)の申請手続きを行ってください。
申請受領後、貸与可否を行い、福祉用具貸与を開始します。

- (1) 医師の医学的な所見を確認する
- (2) サービス担当者会議等を通じ、福祉用具貸与の必要性を判断する
- (3) 日向市高齢者あんしん課に確認申請書を提出する
- (4) 福祉用具貸与可否の判断を行い、判断結果を通知する

<留意事項>

福祉用具貸与は、日常生活の自立支援を目的としたサービスです。

例えば、本人や家族の希望だけで福祉用具を導入したり、認定の更新により軽度になった場合に、「これまで利用していたため、便利だから継続利用する」等、安易な利用により利用者の自立を阻むことのないよう、医学的所見を踏まえた検討を十分に行ってください。

(1) 医師の医学的な所見を確認する。

- 医師の医学的な所見を収集方法

(ア) 主治医意見書	福祉用具を必要とする状態にあることが記載されていること。
(イ) 医療・介護連携情報共有連絡票等	
(ウ) 担当のケアマネジャー等が <u>医師から聴取する</u>	主治の医師との面談・電話等により、福祉用具を必要とする状態にあることを聴取し、記録すること。

- 確認する事項について
 - ・福祉用具を必要とする理由 i ～ iii のどれに該当するのか
 - ・福祉用具を必要とする理由 i ～ iii の原因となる具体的な疾病名、症状等
 - ・利用が想定される状態像
 - ・必要な福祉用具

- 「医師の医学的な所見」に基づき、次の i ～ iii に該当する旨が判断されている。

i (状態の変化)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に別表に定める状態像に該当する者
ii (急性増悪)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに、別表に定める福祉用具が必要な状態像になることが確実に見込まれる者。
iii (医師禁忌)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに、別表に定める福祉用具が必要な状態像になることが確実に見込まれる者。

- 具体的な医学的所見の記入例

i (状態の変化)	<ul style="list-style-type: none"> ● パーキンソン病があり、一日の中でも状態が変わるため、頻繁に起き上がりや寝返りが困難になることがあるため、特殊寝台が必要である。 ● リウマチがあり、病状が不安定で、日または時間帯によって、頻繁に起き上がりや寝返りが困難になることがあるため、特殊寝台が必要である。
ii (急性増悪)	<ul style="list-style-type: none"> ● がん末期であり、急速に状態が悪化しており、短期間のうちに寝返りはできなくなるが見込まれるため、床ずれ防止用具及び体位変換気が必要である。
iii (医師禁忌)	<ul style="list-style-type: none"> ● 椅子での座位が困難であり、嚥下障害のため誤嚥性肺炎を起こす可能性がある。その回避のために、特殊寝台のギャッジアップ機能が必要である。

【注意】

- 記入例の病名は状態を示すための例示であり、該当病名が例外給付対象となるということではありません。
- 「起き上がりが困難なため特殊寝台が必要である」といった書類では、状態 i ～ iii の状態にあるかどうかを確認できません。具体的に i ～ iii の状態がわかるように記入していただきますようお願いいたします。

(2) サービス担当者会議等を通じ、福祉用具貸与が特に必要であると判断された。

居宅介護(介護予防)支援事業者は、収集した医師の医学的な所見をもとに、サービス担当者会議等を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかを判断する。

- サービス担当者会議の要点(要支援の場合、支援経過記録)の記載
単に「福祉用具〇〇が必要である」ではなく、医学的所見を踏まえて、福祉用具種目の必要性、期待される効果等について具体的に記載してください。
- 居宅サービス計画書(1)(2)(要支援の場合、支援計画表)の記載
該当する福祉用具を必要とする理由や、期間に応じた具体的な目標等を明記してください。

(1) 日向市高齢者あんしん課に確認申請書を提出する

居宅介護(介護予防)支援事業者は、(1)(2)の手順を行い、「軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る確認申請書」、その他必要な書類を添えて、日向市高齢者あんしん課介護認定係に提出する。

日向市に提出するもの

要介護の場合

- 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る確認申請書
 - 医学的所見の確認書類
 - サービス担当者会議の要点の写し
 - 居宅サービス計画(1)(2)の写し
- ※貸与が必要と判断した箇所にマーカー等で印をつけてください。

要支援の場合

- 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る確認申請書
 - 医学的所見の確認書類
 - 支援経過記録の写し
 - 介護予防サービス・支援計画書の写し
- ※貸与が必要と判断した箇所にマーカー等で印をつけてください。

(3) 貸与可否の判断

日向市高齢者あんしん課において、確認申請書と添付書類の内容から、被保険者の状態などを確認し、貸与の可否を記載した「軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る確認申請書」の写しを居宅介護(介護予防)支援事業者へ郵送する(又は、文書ボックスへの投函)。

貸与「可」とした場合、例外給付の算定可。

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関する Q & A

提出時期について

Q1	【例外2】に該当する場合、「軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る 報告書 」はいつまでに提出すればよいか。
A1	担当者会議開催の翌日から起算して、10日以内(市役所の閉庁日を除く。)に提出してください。

Q2	【例外3】に該当する場合、「軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る 確認申請書 」はいつまでに提出すればよいか。
A2	原則として利用開始前に提出ください。確認申請の受付日より貸与(算定)可能となります。確認申請の提出を忘れた場合は、遡及はできません。

Q3	利用開始日が休日の場合の届出はいつすればよいのか。
A3	利用開始日前に提出するか、翌開庁日に届出(受付)すれば利用開始日に遡り貸与可能。あくまでも届出日からの算定となるため、翌開庁日以降の届出であれば届出のあった日から貸与(算定)となります。

Q4	現在例外給付を受けているものが、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要あり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで確認申請書・報告書を提出すればよいか。
A4	更新後の認定有効期間が始まる前に必要書類を揃えて提出してください。

暫定プランの場合

Q5	新規(区分変更)申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したい場合はどうすればよいのか。
A5	<p>医師の所見を聴取した上で担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成してください。</p> <p>①暫定ケアプランが要介護2以上の場合 提出の必要なし。</p> <p>②暫定ケアプランが軽度者に該当する場合 「軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る報告書」または、「軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)に係る確認申請書」に作成した暫定ケアプランその他必要書類を添えて提出してください。</p> <p>※認定結果が出てからの再提出は不要です。 ※認定結果が非該当(自立)となった場合は全額自己負担になることを利用者に説明すること。</p>

Q6	認定結果が出る前に暫定ケアプランを要介護2以上で作成し、福祉用具貸与を開始したが認定の結果が軽度者だった場合どのようにすればよいのか。
A6	確認申請書又は報告書を、 ケアマネジャー等が認定結果を確認した翌日から起算して10日以内 （市役所の閉庁日を除く。）に提出してください。 貸与開始日まで遡り貸与可能とします。※期限内に提出がない場合は遡及不可とする。

Q7	更新申請中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたため、サービス提供者や利用者との都合が合わず、担当国会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、担当国会議開催日より遡って貸与開始として届出を行ってもかまわないか。
A7	認定有効期間開始までに担当国会議の開催が間に合わない場合は、事前に市へ連絡してください。やむを得ず市への事前連絡もできなかった場合は、担当国会議の開催が遅れた理由が分かる資料を添付し、届出を行ってください。 届出前からの遡り給付は原則できません。 新規の貸与や、新規申請・区分変更申請中の貸与については、暫定プランを作成して対応するようにしてください。

医師の医学的所見について

Q8	医師の所見については、主治意見書を記入している医師である必要があるか。
A8	主治意見書を記入している医師である必要はありません。該当する状態像について判断できる医師に所見を求めてください。

Q9	医師から、所見は看護師または相談員を通じて電話で回答したいと話がありましたが、可能か。
A9	当該医師の属する医療機関に所属する 看護師や相談員を通じて入手する場合は、その情報について一定の安全性・正確性が保証されることから、例外的に認めることとします。

Q10	医師から、所見は家族に伝えているので、家族から聞いてくださいと言われたが可能か。
A10	聞き取りによる場合は、担当ケアマネジャー等が医師と直接やりとりをし、入手することを原則とします。利用者や家族、サービス事業者等、当該医師の属する医療機関の関係者以外のものを通じて医師の所見を入手することは、その情報について一定の安全性・正確性が保証されるとは言い難いことから、医師からの指示であったとしても、認めることは困難です。

Q11	福祉用具貸与にあたり、担当国会議を開催したが、緊急だったため医師の所見の聴取が担当国会議に間に合わなかった。 担当国会議開催後に 医師の所見は聴取したが、通常通り軽度者の届出を行っても問題ないか。
A11	医師の所見に基づいて担当国会議を開催することと定められているため、医師の所見を確認する前に行った担当国会議では軽度者に対する福祉用具貸与を根拠付けるものとみなすことができません。 医師の所見をもとに再度担当国会議を開催してください。

Q12	主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めないし、医師の所見を聴取したいが直接連絡もとれない。それでも医師の所見がないと届出を行っても承認はもらえないか。
A12	医師の所見に基づいて例外的に給付を認める制度です。どのような場合でも医師の所見がない場合は承認できません。どうしても文書や直接聴取する等の方法で医師の所見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して医師の所見をもらってください。その場合は、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。

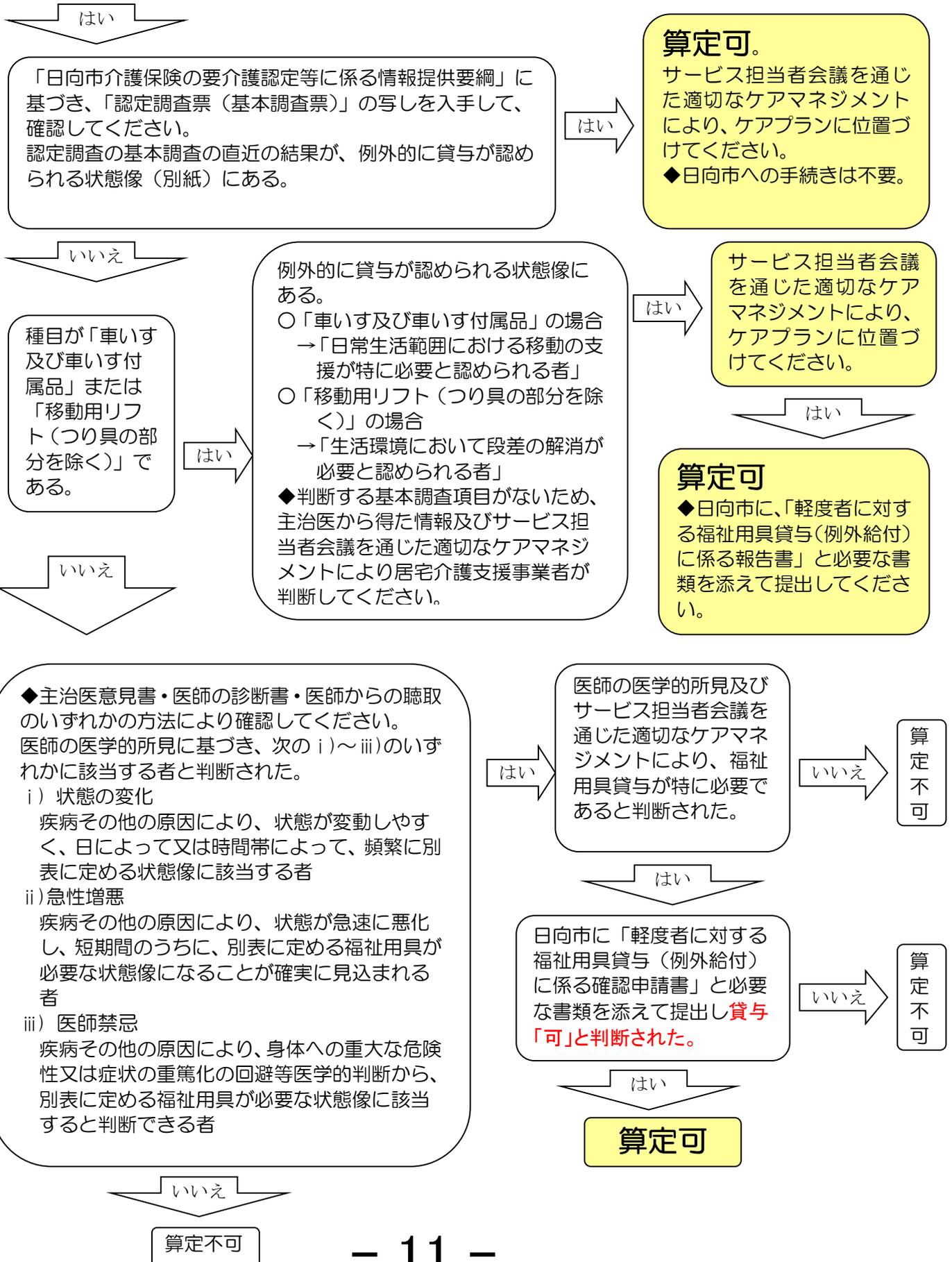
別表【第 94 号告示第 31 号のイで定める状態像に該当する者】

品目	利用が想定される状態像	認定調査票のうち基本調査の直近の結果 (判断基準)
1. 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	ア 日常的に歩行が困難な者	【基本調査1-7歩行】 →「3. できない」
	イ 日常生活範囲内における移動の支援が特に必要と認められる者	例外②へ
2. 特殊寝台及び特 殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	ア 日常的に起き上がりが困難な者	【基本調査1-4起き上がり】 →「3. できない」
	イ 日常的に寝返りが困難な者	【基本調査1-3寝返り】 →「3. できない」
3. 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	【基本調査1-3寝返り】 →「3. できない」
4. 認知症老人徘徊 感知器	次のいずれにも該当する者	
	ア 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の いずれかに支障がある者	【基本調査3-1意思の伝達】 →「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外 又は 【基本調査3-2～基本調査3-7】のいずれかが →「2. できない」 又は 【基本調査3-8～基本調査4-15】のいずれか →「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症 状がある旨が記載されている場合も含む。
	イ 移動において全介助を必要としない者	【基本調査2-2移動】 →「4. 全介助」以外
5. 移動用リフト(つり 具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	ア 日常的に立ち上がりが困難な者	【基本調査1-8立ち上がり】 →「3. できない」
	イ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	【基本調査2-1移乗】 →「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	ウ 生活環境において段差の解消が必要と認め られる者	例外②へ
6. 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者	
	ア 排便が全介助を必要とする者	【基本調査2-6排便】 →「4. 全介助」

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に係るフローチャート

軽度者（要支援 1・2、要介護 1 ※1）であり、適切なアセスメントを行い、課題解決のためには福祉用具貸与を必要とする状態像が見受けられる。

※1「自動排泄処理装置」については要支援 1・2、要介護 1・2・3 の人



軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に係る報告書

年 月 日

日向市長 様

下記の被保険者について、福祉用具貸与費の例外給付の報告書を提出します。

被保険者	氏名				被保険者番号								
	住所				生年月日	M.T.S	年	月	日				
	要介護度	□要支援1 □要支援2 □要介護1			認定有効期間		年	月	日	～	年	月	日

申請事業者名			
計画作成担当者氏名		電話番号	

福祉用具貸与事業所名（予定）			
----------------	--	--	--

福祉用具の種類及び状態像とその理由	<input type="checkbox"/> 車いす（自走・介助・電動） <input type="checkbox"/> 車いす附属品 状態像：日常生活範囲内において移動の支援が特に必要と認められる者 ・次の全ての項目に該当している者 1 車いすを利用しないと通院、食材や日用品の買い物ができない場合、又は自宅内であっても日常生活動作の自立等のために必ず必要な場合で、週1回以上の利用があること。 利用目的 （ ）（頻度： 回/月）（行先/距離 ） （ ）（頻度： 回/月）（行先/距離 ） 2 他の福祉用具で代替できないこと （理由： ） 3 普通型電動車いすの場合、運転の支障となるような認知証等による理解力の低下及び、視力・聴力・手指等の障がいがないこと。 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者自立度が主治医、認定調査ともに「Ⅰ」以下である。または「Ⅱa」以上であっても下記の理由のとおり運転の支障とならない。 （理由： ） <input type="checkbox"/> 認定調査の麻痺・視力・聴力、主治医意見書の「3（5）身体の状態」等を確認し、下記の理由の通り運転の支障とならない。 （理由： ）
	<input type="checkbox"/> 移動用リフト（段差解消機のみ） 状態像：生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ・次の全ての項目に該当している者 1 屋内の移動もしくは家屋の出入りについて、段差の解消のために段差解消機が必要と認められる場合で、週1回以上の利用があること。 <input type="checkbox"/> 屋内の移動（頻度： 回/月、設置場所 ） <input type="checkbox"/> 家屋の出入り（頻度： 回/月、設置場所 ） 2 他の福祉用具や、住宅改修における段差解消工事や手すり取り付け工事等の他の支援方法では解決できないこと。 （理由： ）

医療機関名		医師名	
-------	--	-----	--

確認日/確認方法	年 月 日/
----------	--------

主治医から得た情報	
-----------	--

サービス担当者会議開催日	年 月 日
--------------	-------

※必須添付書類：サービス担当者会議の記録（貸与が必要と判断した箇所にマーカー等で印をつけてください）

医学的所見の確認書類（主治医意見書・医療・介護連携情報共有連絡票等）、居宅（介護予防）サービス計画書

【例外③】

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に係る確認申請書

年 月 日

日向市長 様

下記の被保険者について、福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書を提出します。

【基本情報】

被保険者	氏名											
	住所						生年月日	M.T.S	年	月	日	
	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3					認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
申請事業者名												
計画作成担当者氏名							電話番号					
福祉用具貸与事業所名(予定)												

【医師の医学的な所見等（該当する□にレ点を記入）】

確認を必要とする福祉用具及び該当する状態像…㉠	<input type="checkbox"/>	車いす及び車いす付属品	<input type="checkbox"/>	日常的に歩行が困難な者	
	<input type="checkbox"/>	特殊寝台及び特殊寝台付属品	<input type="checkbox"/>	日常的に起き上がりが困難な者	
	<input type="checkbox"/>	床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/>	日常的に寝返りが困難な者	
	<input type="checkbox"/>	体位変換器	<input type="checkbox"/>	日常的に寝返りが困難な者	
	<input type="checkbox"/>	認知症老人徘徊感知器	<input type="checkbox"/>	意思の伝達、介助者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があり、かつ移動において全介助を必要としない者	
	<input type="checkbox"/>	移動用リフト(つり具の部分を除く)	<input type="checkbox"/>	日常的に立ち上がりが困難な者	
	<input type="checkbox"/>	自動排泄処理装置	<input type="checkbox"/>	移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	
福祉用具を必要とする理由	<input type="checkbox"/>	i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に㉠で定める福祉用具が必要な状態に該当する			
	<input type="checkbox"/>	ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに㉠で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる			
	<input type="checkbox"/>	iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、㉠で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる			
福祉用具を必要とする理由を確認した方法	<input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 医療・介護連携情報共有連絡票等 <input type="checkbox"/> 計画作成担当者の医師からの聴き取りによる確認				
医療機関名			医師名		
医師への確認日	年 月 日		*文書での確認の場合は、主治医意見書等の記入日を書くこと		
当該福祉用具が特に必要な理由（医師の医学的な所見）	疾病等				
	心身の状況等				
サービス担当者会議開催日	年 月 日				

※「医療機関名・医師名」、「医師への確認日」及び「当該福祉用具が特に必要な理由（医師の医学的な所見）」の欄は、主治医意見書、医師の診断書または居宅（介護予防）サービス計画から転記すること。
 ※必須添付書類：サービス担当者会議の記録（貸与が必要と判断した箇所にマーカー等で印をつけてください）
 医学的所見の確認書類（主治医意見書・医療・介護連携情報共有連絡票等）、居宅（介護予防）サービス計画書

【保険者確認欄】※本書の写しを送付することで、確認の回答とします。

受付	算定の可否	確認の有効期間
	可・否	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	(有効期間内であっても区分変更等、状態が変化したときには再度申請が必要です)	

○日向市介護保険の要介護認定等に係る情報提供要綱

平成12年3月31日
告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、要介護認定等に係る資料の取扱いを定めることにより、当該資料に係る個人情報
の保護を図るとともに、要介護者等の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な介護サービス計画の
作成の支援を行い、もって当該計画に基づく良質な介護サービスの提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「要介護認定等」とは、[介護保険法\(平成9年法律第123号。以下「法」とい
う。\)](#)による要介護認定又は要支援認定のことをいう。

2 この告示において「要介護認定者等」とは、要介護認定等を受けている被保険者をいう。

3 この告示において「介護サービス計画」とは、[法第8条第24項](#)に定める居宅サービス計画、[同条第26
項](#)に定める施設サービス計画及び[法第8条の2第16項](#)に定める介護予防サービス計画をいう。

4 この告示において「親族」とは、配偶者及び3親等内の血族をいう。

5 この告示において「居宅介護支援事業者」とは、[法第79条](#)により都道府県の指定を受けたものをい
う。

6 この告示において「介護保険施設」とは、[法第8条第25項](#)に定めるものをいう。

(提供理由)

第3条 市長は、[第5条](#)に規定する者から資料の提供の申請があったときは、介護サービス計画を作成す
るための目的に限り、資料を提供する。

(提供対象資料)

第4条 提供を行う資料の対象は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定調査票(基本調査、特記事項及び概況調査とし、調査実施者が特定される部分を除く。基本
調査については、軽度者(要介護1又は要支援1若しくは2の者)に対する指定福祉用具貸与費及び指
定介護予防福祉用具貸与費の算定(例外給付)の可否の判断に利用する場合に限る。)

(2) 主治医意見書(介護サービス計画の作成に利用することについて、主治医の同意がある場合に限
る。)

(提供対象者の範囲)

第5条 資料の提供を受けることができる者の範囲は、[次の各号](#)に掲げる者とする。

(1) 資料に係る要介護認定者等(以下「当該要介護者等」という。)

(2) 当該要介護者等の親族

(3) 当該要介護者等と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している居宅介護
支援事業者

(4) 当該要介護者等と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険
施設

(提供申請の手続き)

第6条 資料の提供を受けようとする者は、要介護認定等に係る資料提供申請書([別記様式](#)。以下「申請
書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 [前項](#)の申請を行う者は、申請時に次に掲げる書類を提示又は添付しなければならない。

(1) 当該要介護者等との関係を証するもの(市において確認できるときは、省略することができ
る。)

(2) 当該要介護者等以外の者が申請する場合は、当該要介護者等の同意書

(3) [前条第3項](#)又は[第4項](#)に該当する者(以下「事業者」という。)の職員が申請書を提出する場合
は、当該職員の身分証明書

(資料の提供)

第7条 [前条](#)の申請があったときは、市長は、次に掲げる場合を除き、速やかに申請に係る資料の写し
([第4条第1号](#)に掲げる資料については、調査実施者が特定される部分を覆って複写したもの)を交付す
る。

(1) 当該資料に係る被保険者の要介護認定等が決定されていない場合

(2) 当該資料を提供できない特段の理由がある場合

2 [前項](#)の規定により交付する資料の写しは、同一の申請者につき1部に限るものとする。

(提供を受けた者の遵守事項)

第8条 資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた資料の写し(以下「提供資料」という。)を当該要介護認定者等の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 提供資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
 - (3) 提供資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めること。
 - (4) 当該要介護者等に係る居宅介護支援若しくは施設サービスの提供に係る契約が終了したとき又は提供資料の目的が達成されたときは、速やかに当該提供資料(複写又は複製したものを含む。)を廃棄すること。
 - (5) 当該要介護者等又は市長から提供資料の指示又は提出若しくは返還(以下「指示等」という。)を求められたときは、当該指示等に従うものとする。
- 2 申請者は、申請書により前項各号に規定する事項の遵守を約するものとする。
(遵守事項違反に対する措置)

第9条 市長は、資料の提供を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、その時以降の要介護認定等に係る資料の提供を行わないことができる。

- 2 前項の場合において、市長は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第23条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第30条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第32条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第30号)第30条の規定に違反するものとして、当該事業者を指定した都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19の規定による指定都市を含む。)に通知することができる。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から実施する。

附 則(平成17年6月27日告示第73—2号)

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年1月4日告示第3号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年7月27日告示第140号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年2月1日告示第19号)

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式(第6条関係)